

## 令和3年度 経営管理実施権配分計画（須津山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和3年7月30日

富士市長 小長井 義正

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者		経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)							経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
		(丙)	(乙)	(名称)	株主名	代表取締役	渡邊	定元	(所在地)	静岡県富士市原942番地					
1	富士市増川	227-1	123	に	35	山林	0.0509	広葉樹	67		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul>
2	富士市増川	227-3				山林	0.0019								
3	富士市増川	295	123	に	82	山林	0.1566	ヒキ	54						
4	富士市増川	296	123	に	74	山林	0.1715	ヒキ	60						
5	富士市増川	297	123	に	81	山林	0.0618	スギ, ヒキ	54						
6	富士市増川	298	123	に	76	山林	0.0439	ヒキ	54						
7	富士市増川	301	123	に	80	山林	0.3160	ヒキ	49						
8	富士市増川	225	123	に	33	山林	0.1080	広葉樹, スギ, ヒキ	60						
9	富士市増川	226	123	に	32	山林	0.2119	広葉樹, スギ, ヒキ	60	林小班の一部					
10	富士市増川	229-1	123	に	41	山林	0.0961	広葉樹, スギ, ヒキ	60						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A)の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		備考
1	富士市増川	227-1	123	に	35	山林	0.0509	広葉樹	67				S2-01	
2	富士市増川	227-3				山林	0.0019							S2-01
3	富士市増川	295	123	に	82	山林	0.1566	ヒノキ	54					S2-02
4	富士市増川	296	123	に	74	山林	0.1715	ヒノキ	60					S2-02
5	富士市増川	297	123	に	81	山林	0.0618	スギ、ヒノキ	54					S2-02
6	富士市増川	298	123	に	76	山林	0.0439	ヒノキ	54					S2-02
7	富士市増川	301	123	に	80	山林	0.3160	ヒノキ	49					S2-02
8	富士市増川	225	123	に	33	山林	0.1080	広葉樹、スギ、ヒノキ	60					S2-03
9	富士市増川	226	123	に	32	山林	0.2119	広葉樹、スギ、ヒノキ	60	林小班の一部				S2-03
10	富士市増川	229-1	123	に	41	山林	0.0961	広葉樹、スギ、ヒノキ	60					S2-03

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地						
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
11	富士市増川	229-3	123	に	42	山林	0.0007	広葉樹、 スギ、ヒノキ	60		<p>2021.7.30</p> <p>5年 (2027.3.31)</p> <p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>	
12	富士市増川	230				山林	0.0608			林小班の一部				
13	富士市増川	91	123	に	25	山林	0.1163	スギ、ヒノキ	46					
14	富士市増川	190	123	に	19	山林	0.1176	広葉樹	60					
15	富士市増川	207				山林	0.0968			林小班の一部				
16	富士市増川	208				山林	0.0224			林小班の一部				
17	富士市増川	209				山林	0.3788			林小班の一部				
18	富士市増川	265	123	に	61	山林	0.0323	ヒノキ	61	林小班の一部				
19	富士市増川	277				山林	0.0505							
20	富士市増川	278				山林	0.0578							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
11	富士市増川	229-3	123	に	42	山林	0.0007	広葉樹、スギ、ヒノキ	60				S2-03	
12	富士市増川	230				山林	0.0608			林小班の一部				S2-03
13	富士市増川	91	123	に	25	山林	0.1163	スギ、ヒノキ	46					S2-04
14	富士市増川	190	123	に	19	山林	0.1176	広葉樹	60					S2-04
15	富士市増川	207				山林	0.0968							S2-04
16	富士市増川	208				山林	0.0224			林小班の一部				S2-04
17	富士市増川	209				山林	0.3788			林小班の一部				S2-04
18	富士市増川	265	123	に	61	山林	0.0323	ヒノキ	61	林小班の一部				S2-05
19	富士市増川	277				山林	0.0505							S2-05
20	富士市増川	278				山林	0.0578							S2-05

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)								(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元		(所在地) 静岡県富士宮市原942番地											
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)								(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法									
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						備考								
21	富士市増川	319	119	ほ	4	山林	0.1510	広葉樹, スギ, ヒノキ	67		2021.7.30	5年 (2027.3.31)											
22	富士市増川	377	123	に	95	山林	0.0614	広葉樹, スギ, ヒノキ	67														
23	富士市増川	119	124	か	31	山林	0.1153	広葉樹, スギ, ヒノキ	57	林小班の一部			1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。								
24	富士市増川															120-1	124	か	32	山林	0.1899	広葉樹, スギ, ヒノキ	57
25	富士市増川															120-3				山林	0.0060		
26	富士市増川															120-5				山林	0.0383		
27	富士市増川															120-6				山林	0.0220		
28	富士市増川															120-8				山林	0.0657		
29	富士市増川															121				山林	0.0360		
30	富士市増川															122-1				山林	0.0316		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
21	富士市増川	319	119	ほ	4	山林	0.1510	広葉樹, スギ, ヒノキ	67				S2-08
22	富士市増川	377	123	に	95	山林	0.0614	広葉樹, スギ, ヒノキ	67			S2-08	
23	富士市増川	119	124	か	31	山林	0.1153	広葉樹, スギ, ヒノキ	57	林小班の一部		S2-09	
24	富士市増川	120-1	124	か	32	山林	0.1899	広葉樹, スギ, ヒノキ	57			S2-09	
25	富士市増川	120-3				山林	0.0060			林小班の一部		S2-09	
26	富士市増川	120-5				山林	0.0383					S2-09	
27	富士市増川	120-6				山林	0.0220					S2-09	
28	富士市増川	120-8				山林	0.0657					S2-09	
29	富士市増川	121				山林	0.0360					S2-09	
30	富士市増川	122-1				山林	0.0316			S2-09			

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
31	富士市増川	122-3				山林	0.0167				2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
32	富士市増川	124-1			山林	0.0279									
33	富士市増川	124-3			山林	0.0248									
34	富士市増川	125-1			山林	0.0115									
35	富士市増川	125-3			山林	0.0036									
36	富士市江尾	422	123	へ	1	山林	0.3970	スギ、ヒノキ	53						
37	富士市増川	138	124	か	44	山林	0.2238	ヒノキ	59		林小班の一部				
38	富士市増川	140-1	124	か	45	山林	0.0098	広葉樹	66						
39	富士市増川	141-1	124	か	40	山林	0.2701	ヒノキ	62						
40	富士市増川	142	124	か	41	山林	0.0525	ヒノキ	62						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
31	富士市 増川	122-3				山林	0.0167						S2-09
32	富士市 増川	124-1				山林	0.0279					S2-09	
33	富士市 増川	124-3				山林	0.0248					S2-09	
34	富士市 増川	125-1				山林	0.0115					S2-09	
35	富士市 増川	125-3				山林	0.0036					S2-09	
36	富士市 江尾	422	123	へ	1	山林	0.3970	スギ、ヒノキ	53			S2-09	
37	富士市 増川	138	124	か	44	山林	0.2238	ヒノキ	59			S2-10	
38	富士市 増川	140-1	124	か	45	山林	0.0098	広葉樹	66			S2-10	
39	富士市 増川	141-1	124	か	40	山林	0.2701	ヒノキ	62	林小班の一部		S2-10	
40	富士市 増川	142	124	か	41	山林	0.0525	ヒノキ	62			S2-10	



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
41	富士市 増川	143	124	か	48	山林	0.0479	ヒノキ	62	林小班の 一部			S2-10
42	富士市 増川	146-1	124	か	42	山林	0.0435	ヒノキ	62				S2-10
43			124	か	43			スギ	77				S2-10
44			124	か	50			ヒノキ	54				S2-10
45	富士市 川尻	141	119	ろ	8	山林	0.2099	広葉樹	64				S2-11
46	富士市 神谷	90-1	122	は	82	山林	0.0618	広葉樹	56				S2-11
47	富士市 神谷	90				山林	0.0492						S2-11
48	富士市 川尻	156	119	ろ	23	山林	0.2221	ヒノキ	67				S2-12
49	富士市 川尻	157	119	ろ	24	山林	0.0846	ヒノキ	67				S2-12
50	富士市 川尻	158				山林	0.0287						S2-12



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
51	富士市 神谷	109	122	は	91	山林	0.0027	ヒノキ	59				S2-12	
52	富士市 神谷	110-1				山林	0.0215							S2-12
53	富士市 神谷	110				山林	0.1619							S2-12
54	富士市 神谷	91	122	は	84	山林	0.0423	ヒノキ	57					S2-13
55	富士市 神谷	102	122	は	87	山林	0.0072	ヒノキ	55					S2-13
56	富士市 神谷	103-1	122	は	88	山林	0.0065	ヒノキ	55	林小班の 一部				S2-13
57	富士市 神谷	103				山林	0.1368							S2-13
58	富士市 神谷	104				山林	0.0109			林小班の 一部				S2-13
59	富士市 神谷	300	121	ろ	44	山林	0.0089	ヒノキ	57	林小班の 一部				S2-14
60	富士市 神谷	304				山林	0.4422							S2-14

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						備考
61	富士市 神谷	305				山林	0.0007				2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul>
62	富士市 江尾	401	124	わ	49	山林	0.0337	スギ,ヒノキ	57						
63	富士市 江尾	402	124	わ	45	山林	0.3910	スギ,ヒノキ	59						
64	富士市 江尾	403-1	124	わ	48	山林	0.4370	スギ,ヒノキ	57	林小班の一部					
65	富士市 江尾	403-2	124	わ	48	山林	0.0040	スギ,ヒノキ	57	林小班の一部					
66	富士市 江尾	404-1				山林	0.4998								
67	富士市 江尾	404-2				山林	0.0279								
68	富士市 江尾	405				山林	0.2023								
69	富士市 江尾	412				山林	0.0239								
70	富士市 江尾	417				山林	0.0042								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
61	富士市 神谷	305				山林	0.0007						S2-14
62	富士市 江尾	401	124	わ	49	山林	0.0337	スギ、ヒノキ	57				S2-24
63	富士市 江尾	402	124	わ	45	山林	0.3910	スギ、ヒノキ	59				S2-24
64	富士市 江尾	403-1	124	わ	48	山林	0.4370	スギ、ヒノキ	57	林小班の 一部			S2-24
65	富士市 江尾	403-2	124	わ	48	山林	0.0040	スギ、ヒノキ	57	林小班の 一部			S2-24
66	富士市 江尾	404-1				山林	0.4998						S2-24
67	富士市 江尾	404-2				山林	0.0279						S2-24
68	富士市 江尾	405				山林	0.2023						S2-24
69	富士市 江尾	412				山林	0.0239						S2-24
70	富士市 江尾	417				山林	0.0042						S2-24

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
71	富士市 神谷	55	122	に	32	山林	0.0509	ヒキ	63	林小班の一部	2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul>
72	富士市 増川	325	123	に	51	山林	0.0588	ヒキ	64						
73	富士市 増川	326				山林	0.0925								
74	富士市 増川	284	123	に	73	山林	0.1213	スギ、ヒキ	57	林小班の一部					
75	富士市 川尻	121	120	は	42	山林	0.1090	広葉樹、スギ、ヒキ	65						
76	富士市 神谷	349-1	119	は	3	山林	4.3038	広葉樹	62						
77	富士市 神谷	350	119	は	4	山林	0.0224	ヒキ	67	林小班の一部					
78	富士市 神谷	353-1	119	は	5	山林	1.4026	ヒキ	62						
79	富士市 神谷	354-1	119	は	1	山林	0.2845	スギ、ヒキ	62						
80	富士市 神谷	357-1	119	に	1	山林	0.3230	ヒキ	62						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
71	富士市 神谷	55	122	に	32	山林	0.0509	ヒノキ	63	林小班の 一部			S2-25
72	富士市 増川	325	123	に	51	山林	0.0588	ヒノキ	64				S2-25
73	富士市 増川	326				山林	0.0925						S2-25
74	富士市 増川	284	123	に	73	山林	0.1213	スギ、ヒノキ	57	林小班の 一部			S2-25
75	富士市 川尻	121	120	は	42	山林	0.1090	広葉樹、 スギ、ヒノキ	65				S2-26
76	富士市 神谷	349-1	119	は	3	山林	4.3038	広葉樹	62				S2-27
77	富士市 神谷	350	119	は	4	山林	0.0224	ヒノキ	67	林小班の 一部			S2-27
78	富士市 神谷	353-1	119	は	5	山林	1.4026	ヒノキ	62				S2-27
79	富士市 神谷	354-1	119	は	1	山林	0.2845	スギ、ヒノキ	62				S2-27
80	富士市 神谷	357-1	119	に	1	山林	0.3230	ヒノキ	62				S2-27

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地																					
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地																					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法														
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考																			
81	富士市 神谷	360-1	119	は	2	山林	0.7211	ヒ/キ	62		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <p>・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理</p> <p>・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業</p> <p>・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <p>・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</p> <p>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <p>・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</p> <p>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期</p> <p>・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>														
82																													
83																													
84	富士市 神谷	312	121	ろ	53	山林	0.1487	ヒ/キ	51	林小班の一部																			
85	富士市 神谷	314				山林	0.0009																						
86	富士市 増川	379-2	119	ほ	8	山林	1.7851	ヒ/キ	68																				
87																													
88	富士市 江尾	394	124	わ	36	山林	0.0449	ヒ/キ	58																				
89	富士市 江尾	395	124	わ	40	山林	0.1358	ヒ/キ	58																				
90	富士市 江尾	332	124	を	36	山林	0.1193	広葉樹	64																				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
81	富士市 神谷	360-1	119	は	2	山林	0.7211	ヒノキ	62				S2-27
82			119	に	3			ヒノキ	67				S2-27
83			119	に	5			ヒノキ	67				S2-27
84	富士市 神谷	312	121	ろ	53	山林	0.1487	ヒノキ	51	林小 班の 一部			S2-28
85	富士市 神谷	314				山林	0.0009						S2-28
86	富士市 増川	379-2	119	ほ	8	山林	1.7851	ヒノキ	68				S2-29
87			119	ほ	7			ヒノキ	65				S2-29
88	富士市 江尾	394	124	わ	36	山林	0.0449	ヒノキ	58				S2-30
89	富士市 江尾	395	124	わ	40	山林	0.1358	ヒノキ	58				S2-30
90	富士市 江尾	332	124	を	36	山林	0.1193	広葉樹	64		S2-31		

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
91	富士市江尾	333	124	を	35	山林	0.2538	広葉樹	67	林小班の一部	2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
92	富士市川尻	153	119	ろ	20	山林	0.1368	スギ	67						
93	富士市神谷	105-1	122	は	89	山林	0.0593	ヒキ	55						
94	富士市神谷	105				山林	0.1208								
95	富士市増川	109-1	124	か	8	山林	0.1448	広葉樹, スギ, ヒキ	56						
96	富士市増川	109-3	124	か	7	山林	0.0318	ヒキ	63	林小班の一部					
97	富士市増川	110				山林	0.0452			林小班の一部					
98	富士市神谷	67	122	は	68	山林	0.0618	ヒキ	55						
99	富士市神谷	68				山林	0.0310			林小班の一部					
100	富士市神谷	69				山林	0.0221			林小班の一部					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
91	富士市 江尾	333	124	を	35	山林	0.2538	広葉樹	67	林小班の 一部			S2-31
92	富士市 川尻	153	119	ろ	20	山林	0.1368	スギ	67				S2-32
93	富士市 神谷	105-1	122	は	89	山林	0.0593	ヒノキ	55				S2-34
94	富士市 神谷	105				山林	0.1208						S2-34
95	富士市 増川	109-1	124	か	8	山林	0.1448	広葉樹, スギ, ヒノキ	56				S2-35
96	富士市 増川	109-3	124	か	7	山林	0.0318	ヒノキ	63	林小班の 一部			S2-35
97	富士市 増川	110				山林	0.0452			林小班の 一部			S2-35
98	富士市 神谷	67	122	は	68	山林	0.0618	ヒノキ	55				S2-37
99	富士市 神谷	68				山林	0.0310			林小班の 一部			S2-37
100	富士市 神谷	69				山林	0.0221			林小班の 一部			S2-37

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
101	富士市 神谷	70				山林	0.0039				2021.7.30	5年 (2027.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。
102	富士市 神谷	71			山林	0.2304									
103	富士市 神谷	72				山林	0.0076								
104	富士市 江尾	369	124	わ	27	山林	0.0218	広葉樹, スギ, ヒノキ	63		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。
105	富士市 江尾	370	124	わ	23	山林	0.0823	広葉樹, スギ, ヒノキ	63						
106	富士市 江尾	371				山林	0.0152								
107	富士市 江尾	384-1	124	わ	15	山林	0.1474	スギ	64						
108	富士市 江尾	384-2	124	わ	17	山林	0.1176	ヒノキ	64						
109	富士市 江尾	386	124	わ	16	山林	0.0102	ヒノキ	59						
110	富士市 江尾	387	124	わ	12	山林	0.0813	ヒノキ	64						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
101	富士市 神谷	70				山林	0.0039						S2-37
102	富士市 神谷	71				山林	0.2304						S2-37
103	富士市 神谷	72				山林	0.0076						S2-37
104	富士市 江尾	369	124	わ	27	山林	0.0218	広葉樹, スギ, ヒノキ	63				S2-40
105	富士市 江尾	370	124	わ	23	山林	0.0823	広葉樹, スギ, ヒノキ	63				S2-40
106	富士市 江尾	371				山林	0.0152						S2-40
107	富士市 江尾	384-1	124	わ	15	山林	0.1474	スギ	64				S2-41
108	富士市 江尾	384-2	124	わ	17	山林	0.1176	ヒノキ	64				S2-41
109	富士市 江尾	386	124	わ	16	山林	0.0102	ヒノキ	59				S2-41
110	富士市 江尾	387	124	わ	12	山林	0.0813	ヒノキ	64				S2-41

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地								
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考	
111	富士市江尾	388	124	わ	13	山林	0.0072	ヒキ	64		2021.7.30	5年 (2027.3.31)				
112	富士市江尾	389				山林	0.0869			林小班の一部						
113	富士市増川	97-2	123	に	31	山林	0.0188	広葉樹、 スギ、ヒノキ	66		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>	
114	富士市増川	231			山林	0.0680										
115	富士市増川	232			山林	0.0697										
116	富士市増川	233			山林	0.0099										
117	富士市増川	234			山林	0.0290										
118	富士市江尾	424	123	へ	3	山林	0.0773	スギ	67		2021.7.30	5年 (2027.3.31)				
119	富士市江尾	425				山林	0.0525									
120	富士市江尾	367	124	わ	22	山林	0.1200	ヒキ	35							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
111	富士市 江尾	388	124	わ	13	山林	0.0072	ヒノキ	64	林小 班の 一部			S2-41
112	富士市 江尾	389				山林	0.0869						S2-41
113	富士市 増川	97-2	123	に	31	山林	0.0188	広葉樹, スギ, ヒノキ	66				S2-42
114	富士市 増川	231				山林	0.0680						S2-42
115	富士市 増川	232				山林	0.0697						S2-42
116	富士市 増川	233				山林	0.0099						S2-42
117	富士市 増川	234				山林	0.0290						S2-42
118	富士市 江尾	424	123	へ	3	山林	0.0773	スギ	67				S2-44
119	富士市 江尾	425				山林	0.0525						S2-44
120	富士市 江尾	367	124	わ	22	山林	0.1200	ヒノキ	35				S2-47

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
121	富士市江尾	368	124	わ	41	山林	0.0548	広葉樹	54		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
122	富士市江尾	392	124	わ	46	山林	0.0449	ヒキ	31						
123	富士市江尾	393	124	わ	43	山林	0.3745	ヒキ	54						
124	富士市江尾	397	124	わ	42-1	山林	0.0185	ヒキ	31						
125	富士市江尾	398	124	わ	47	山林	0.0330	ヒキ	54						
126	富士市江尾	399	124	わ	28	山林	0.0152	ヒキ	54						
127	富士市江尾	400	124	わ	42	山林	0.0082	ヒキ	54						
128	富士市江尾	423	123	へ	7	山林	0.5325	ヒキ	54						
129	富士市江尾	429	123	へ	2	山林	0.0634	ヒキ	54						
130	富士市江尾	430				山林	0.3590								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
121	富士市 江尾	368	124	わ	41	山林	0.0548	広葉樹	54				S2-47
122	富士市 江尾	392	124	わ	46	山林	0.0449	ヒノキ	31				S2-47
123	富士市 江尾	393	124	わ	43	山林	0.3745	ヒノキ	54				S2-47
124	富士市 江尾	397	124	わ	42-1	山林	0.0185	ヒノキ	31				S2-47
125	富士市 江尾	398	124	わ	47	山林	0.0330	スギ	54				S2-47
126	富士市 江尾	399	124	わ	28	山林	0.0152	ヒノキ	54				S2-47
127	富士市 江尾	400	124	わ	42	山林	0.0082	ヒノキ	54				S2-47
128	富士市 江尾	423	123	へ	7	山林	0.5325	ヒノキ	54				S2-47
129	富士市 江尾	429	123	へ	2	山林	0.0634	ヒノキ	54				S2-47
130	富士市 江尾	430				山林	0.3590						S2-47

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地						
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
131	富士市神谷	57	122	は	61	山林	0.0552	ヒキ	67		<p>2021.7.30</p> <p>5年(2027.3.31)</p> <p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>	
132	富士市神谷	301	121	ろ	49	山林	0.0066	ヒキ	65					
133	富士市神谷	302				山林	0.1090							
134	富士市川尻	169-1	118	い	6	山林	0.0581	ヒキ	58					
135	富士市川尻	169	119	ろ	35	山林	0.1056	スギ	62					
136	富士市川尻	111	120	は	18	山林	0.3000	ヒキ	56					
137			120	は	19			ヒキ	56					
138	富士市江尾	338	124	を	42	山林	0.2221	スギ	59					
139	富士市川尻	117	120	は	31	山林	0.1428	広葉樹	65					
140	富士市川尻	126	120	は	30	山林	0.5325	広葉樹	65					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
131	富士市 神谷	57	122	は	61	山林	0.0552	ヒノキ	67				S2-48
132	富士市 神谷	301	121	ろ	49	山林	0.0066	ヒノキ	65				S2-48
133	富士市 神谷	302				山林	0.1090						S2-48
134	富士市 川尻	169-1	118	い	6	山林	0.0581	ヒノキ	58				S2-49
135	富士市 川尻	169	119	ろ	35	山林	0.1056	スギ	62				S2-49
136	富士市 川尻	111	120	は	18	山林	0.3000	ヒノキ	56				S2-50
137			120	は	19			ヒノキ	56				S2-50
138	富士市 江尾	338	124	を	42	山林	0.2221	スギ	59				S2-51
139	富士市 川尻	117	120	は	31	山林	0.1428	広葉樹	65				S2-53
140	富士市 川尻	126	120	は	30	山林	0.5325	広葉樹	65				S2-53

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士市原942番地						
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
141	富士市 神谷	316	121	ろ	52	山林	0.1127	スギ,ヒノキ,広葉樹	59	林小班の一部	<p>2021.7.30</p> <p>5年 (2027.3.31)</p> <p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>	
142	富士市 神谷	317	121	ろ	67	山林	0.0029	スギ,ヒノキ,広葉樹	59					
143	富士市 神谷	320				山林	0.0313							
144	富士市 神谷	321				山林	0.0382							
145	富士市 神谷	322				山林	0.0195							
146	富士市 神谷	63	122	は	66	山林	0.0809	広葉樹,ヒキ	68					
147	富士市 神谷	64	122	は	74	山林	0.1781	広葉樹,ヒキ	70					
148	富士市 神谷	73	122	は	77	山林	0.1284	広葉樹,ヒキ	69					
149	富士市 神谷	75	122	は	72	山林	0.0115	広葉樹,ヒキ	58					
150	富士市 神谷	76	122	は	69	山林	0.0059	広葉樹,ヒキ	69					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
141	富士市 神谷	316	121	ろ	52	山林	0.1127	スギ,ヒノキ,広葉樹	59	林小班の一部			S2-54
142	富士市 神谷	317	121	ろ	67	山林	0.0029	スギ,ヒノキ,広葉樹	59				S2-54
143	富士市 神谷	320				山林	0.0313						S2-54
144	富士市 神谷	321				山林	0.0382						S2-54
145	富士市 神谷	322				山林	0.0195						S2-54
146	富士市 神谷	63	122	は	66	山林	0.0809	広葉樹,ヒノキ	68				S2-55
147	富士市 神谷	64	122	は	74	山林	0.1781	広葉樹,ヒノキ	70				S2-55
148	富士市 神谷	73	122	は	77	山林	0.1284	広葉樹,ヒノキ	69				S2-55
149	富士市 神谷	75	122	は	72	山林	0.0115	広葉樹,ヒノキ	58				S2-55
150	富士市 神谷	76	122	は	69	山林	0.0059	広葉樹,ヒノキ	69				S2-55



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
151	富士市 神谷	77	122	は	67	山林	0.0340	広葉樹, ヒノキ	68				S2-55
152	富士市 神谷	78	122	は	71	山林	0.2042	広葉樹, ヒノキ	59			S2-55	
153	富士市 神谷	79	122	は	63	山林	0.0320	広葉樹, ヒノキ	55			S2-55	
154	富士市 神谷	80				山林	0.1021					S2-55	
155	富士市 神谷	81				山林	0.0548					S2-55	
156	富士市 神谷	84				山林	0.1732					S2-55	
157	富士市 神谷	299				山林	0.1233					S2-55	
158	富士市 増川	248	123	に	50	山林	0.1067	ヒノキ	60			S2-56	
159	富士市 増川	249-1				山林	0.0453					S2-56	
160	富士市 増川	249-3				山林	0.0577					S2-56	

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地						
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
161	富士市増川	250				山林	0.0006				2021.7.30 5年(2027.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。
162	富士市増川	251				山林	0.0155							
163	富士市増川	252				山林	0.0029							
164	富士市増川	262-1	123	に	58	山林	0.0225	ヒキ	60	林小班の一部				
165	富士市増川	262-2	123	に	64	山林	0.0763	ヒキ	60					
166	富士市増川	262				山林	0.1740			林小班の一部				
167	富士市増川	263				山林	0.1126							
168	富士市増川	264				山林	0.1461							
169	富士市増川	267				山林	0.0664							
170	富士市増川	276				山林	0.0204							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
161	富士市 増川	250				山林	0.0006						S2-56
162	富士市 増川	251				山林	0.0155						S2-56
163	富士市 増川	252				山林	0.0029						S2-56
164	富士市 増川	262-1	123	に	58	山林	0.0225	ヒノキ	60	林小 班の 一部			S2-57
165	富士市 増川	262-2	123	に	64	山林	0.0763	ヒノキ	60				S2-57
166	富士市 増川	262				山林	0.1740			林小 班の 一部			S2-57
167	富士市 増川	263				山林	0.1126						S2-57
168	富士市 増川	264				山林	0.1461						S2-57
169	富士市 増川	267				山林	0.0664						S2-57
170	富士市 増川	276				山林	0.0204						S2-57

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
171	富士市増川	280				山林	0.0109				2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul>
172	富士市増川	313	123	に	89	山林	0.0102	ヒキ	62						
173	富士市増川	314	123	に	90	山林	0.0267	ヒキ	62						
174	富士市増川	315-1	123	に	88	山林	0.0803	ヒキ	54						
175	富士市増川	315-2	123	ほ	1	山林	0.0880	ヒキ	62						
176	富士市増川	315-5	123	に	94	山林	0.0398	ヒキ	57	林小班の一部					
177	富士市増川	317-1	123	に	92	山林	0.7612	ヒキ	57	林小班の一部					
178	富士市増川	317-5	123	ほ	2	山林	0.0039	ヒキ	57						
179	富士市増川	318				山林	0.1133								
180	富士市増川	376				山林	0.0119								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
171	富士市 増川	280				山林	0.0109						S2-57
172	富士市 増川	313	123	に	89	山林	0.0102	ヒノキ	62				S2-58
173	富士市 増川	314	123	に	90	山林	0.0267	ヒノキ	62				S2-58
174	富士市 増川	315-1	123	に	88	山林	0.0803	ヒノキ	54				S2-58
175	富士市 増川	315-2	123	ほ	1	山林	0.0880	ヒノキ	62				S2-58
176	富士市 増川	315-5	123	に	94	山林	0.0398	ヒノキ	57	林小班の一部			S2-58
177	富士市 増川	317-1	123	に	92	山林	0.7612	ヒノキ	57	林小班の一部			S2-58
178	富士市 増川	317-5	123	ほ	2	山林	0.0039	ヒノキ	57				S2-58
179	富士市 増川	318				山林	0.1133						S2-58
180	富士市 増川	376				山林	0.0119						S2-58

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
181	富士市江尾	413-1				山林	0.0844				2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
182	富士市江尾	414-1			山林	0.2782									
183	富士市江尾	414-2			山林	0.0226									
184	富士市江尾	415			山林	0.3500									
185	富士市江尾	418			山林	0.0505									
186	富士市川尻	144	119	ろ	11	山林	0.1943	ヒキ	67						
187	富士市神谷	281	121	ろ	41	山林	0.0954	ヒキ	55						
188	富士市増川	321	122	に	35	山林	0.6700	スギ、ヒキ	59						
189			122	に	36			広葉樹	67						
190	富士市神谷	341	121	ろ	58	山林	0.1708	広葉樹	56						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
181	富士市 江尾	413-1				山林	0.0844						S2-58
182	富士市 江尾	414-1				山林	0.2782						S2-58
183	富士市 江尾	414-2				山林	0.0226						S2-58
184	富士市 江尾	415				山林	0.3500						S2-58
185	富士市 江尾	418				山林	0.0505						S2-58
186	富士市 川尻	144	119	ろ	11	山林	0.1943	ヒノキ	67				S2-60
187	富士市 神谷	281	121	ろ	41	山林	0.0954	ヒノキ	55				S2-61
188	富士市 増川	321	122	に	35	山林	0.6700	スギ、ヒノキ	59				S2-62
189			122	に	36			広葉樹	67			S2-62	
190	富士市 神谷	341	121	ろ	58	山林	0.1708	広葉樹	56				S2-63

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
191	富士市神谷	342				山林	0.0896				2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
192	富士市川尻	162	119	ろ	29	山林	0.3176	スギ、ヒノキ、広葉樹	66						
193	富士市川尻	136	119	ろ	2	山林	0.0852	広葉樹	58						
194	富士市神谷	351				山林	0.0952								
195	富士市中里	108	119	い	7	山林	0.1180	ヒキ	62						
196	富士市中里	109	119	い	8	山林	0.0320	ヒキ	62						
197	富士市神谷	82	122	は	73	山林	0.1381	杉	0						
198	富士市神谷	83				山林	0.0892								
199	富士市増川	136-1	124	か	39	山林	0.3235	ヒキ	62						
200	富士市増川	136-3	124	か	38	山林	0.0447	ヒキ	62						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
191	富士市 神谷	342				山林	0.0896						S2-63
192	富士市 川尻	162	119	ろ	29	山林	0.3176	スギ、ヒノキ、広葉樹	66				S2-64
193	富士市 川尻	136	119	ろ	2	山林	0.0852	広葉樹	58				S2-65
194	富士市 神谷	351				山林	0.0952						S2-65
195	富士市 中里	108	119	い	7	山林	0.1180	ヒノキ	62				S2-66
196	富士市 中里	109	119	い	8	山林	0.0320	ヒノキ	62				S2-66
197	富士市 神谷	82	122	は	73	山林	0.1381	杉	0				S2-67
198	富士市 神谷	83				山林	0.0892						S2-67
199	富士市 増川	136-1	124	か	39	山林	0.3235	ヒノキ	62				S2-68
200	富士市 増川	136-3	124	か	38	山林	0.0447	ヒノキ	62				S2-68

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
201	富士市増川	137	124	か	35	山林	0.2978	ヒキ	62		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
202	富士市増川	101	124	か	36	山林	0.0965	ヒキ	57						
203	富士市増川	102	124	か	34	山林	0.1170	ヒキ	57						
204	富士市増川	103	124	か	26	山林	0.0280	ヒキ	68						
205	富士市増川	104	124	か	33	山林	0.0333	ヒキ	57						
206	富士市増川	105	124	か	21	山林	0.0677	ヒキ	57						
207	富士市増川	106-1	124	か	28	山林	0.1008	ヒキ	68						
208	富士市増川	128	124	か	22	山林	0.0079	ヒキ	62						
209	富士市増川	129-1	123	に	59	山林	0.1291	ヒキ	70						
210	富士市増川	129-3	123	に	49	山林	0.2792	ヒキ	72						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
201	富士市 増川	137	124	か	35	山林	0.2978	ヒノキ	62				S2-68
202	富士市 増川	101	124	か	36	山林	0.0965	ヒノキ	57				S2-71
203	富士市 増川	102	124	か	34	山林	0.1170	ヒノキ	57				S2-71
204	富士市 増川	103	124	か	26	山林	0.0280	ヒノキ	68				S2-71
205	富士市 増川	104	124	か	33	山林	0.0333	ヒノキ	57				S2-71
206	富士市 増川	105	124	か	21	山林	0.0677	ヒノキ	57				S2-71
207	富士市 増川	106-1	124	か	28	山林	0.1008	ヒノキ	68				S2-71
208	富士市 増川	128	124	か	22	山林	0.0079	ヒノキ	62				S2-71
209	富士市 増川	129-1	123	に	59	山林	0.1291	ヒノキ	70				S2-71
210	富士市 増川	129-3	123	に	49	山林	0.2792	ヒノキ	72				S2-71

整理 番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実施 権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
211	富士市 増川	129-5				山林	0.0177				2021.7.30	5年 (2027.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、取 支結果が確定 後、速やかにお こなう。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
212	富士市 増川	130-1			山林	0.1343									
213	富士市 増川	130-3			山林	0.0340									
214	富士市 増川	131			山林	0.1596									
215	富士市 増川	132			山林	0.1709									
216	富士市 増川	133-1			山林	0.0894									
217	富士市 増川	242			山林	0.0155									
218	富士市 増川	243			山林	0.1781									
219	富士市 増川	320	124	か	56	山林	0.0985	ヒ/キ	57						
220	富士市 江尾	411	119	ほ	3	山林	0.0380	ヒ/キ	40	林小 班の 一部					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
211	富士市 増川	129-5				山林	0.0177						S2-71
212	富士市 増川	130-1				山林	0.1343						S2-71
213	富士市 増川	130-3				山林	0.0340						S2-71
214	富士市 増川	131				山林	0.1596						S2-71
215	富士市 増川	132				山林	0.1709						S2-71
216	富士市 増川	133-1				山林	0.0894						S2-71
217	富士市 増川	242				山林	0.0155						S2-71
218	富士市 増川	243				山林	0.1781						S2-71
219	富士市 増川	320	124	か	56	山林	0.0985	ヒノキ	57				S2-72
220	富士市 江尾	411	119	ほ	3	山林	0.0380	ヒノキ	40	林小班の一部			S2-72

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
221	富士市神谷	308	121	ろ	47	山林	0.0353	ヒキ	59		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
222	富士市神谷	309	121	ろ	48	山林	0.0466	ヒキ	52						
223	富士市江尾	337	124	を	40	山林	0.0806	スギ, ヒノキ	58						
224	富士市神谷	287	121	ろ	42	山林	0.0191	ヒキ	56						
225	富士市神谷	288				山林	0.1854								
226	富士市増川	388-1	119	ほ	19	山林	0.0616	スギ, ヒノキ	67						
227	富士市川尻	120	120	は	25	山林	0.4714	広葉樹	67						
228	富士市川尻	110	120	は	18	山林	0.0191	ヒキ	56						
229	富士市神谷	285	121	ろ	42	山林	0.0638	ヒキ	56						
230	富士市神谷	119	122	は	100	山林	0.2928	広葉樹, スギ, ヒノキ	70						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
221	富士市 神谷	308	121	ろ	47	山林	0.0353	ヒノキ	59				S2-73
222	富士市 神谷	309	121	ろ	48	山林	0.0466	ヒノキ	52				S2-73
223	富士市 江尾	337	124	を	40	山林	0.0806	スギ、ヒノキ	58				S2-74
224	富士市 神谷	287	121	ろ	42	山林	0.0191	ヒノキ	56				S2-75
225	富士市 神谷	288				山林	0.1854						S2-75
226	富士市 増川	388-1	119	ほ	19	山林	0.0616	スギ、ヒノキ	67				S2-76
227	富士市 川尻	120	120	は	25	山林	0.4714	広葉樹	67				S2-77
228	富士市 川尻	110	120	は	18	山林	0.0191	ヒノキ	56				S2-79
229	富士市 神谷	285	121	ろ	42	山林	0.0638	ヒノキ	56				S2-79
230	富士市 神谷	119	122	は	100	山林	0.2928	広葉樹、 スギ、ヒノキ	70				S2-81

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
231	富士市 神谷	120				山林	0.0059				2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
232	富士市 神谷	323	121	ろ	51	山林	0.0808	広葉樹	5						
233	富士市 神谷	324				山林	0.1247								
234	富士市 神谷	325				山林	0.1102								
235	富士市 神谷	297	121	ろ	45	山林	0.3249	ヒキ	52						
236	富士市 神谷	298				山林	0.0981								
237	富士市 中里	114	119	ろ	18	山林	0.0320	ヒキ	64						
238	富士市 川尻	151				山林	0.3537								
239	富士市 増川	382	119	ほ	12	山林	0.0730	ヒキ	66	林小班の一部					
240	富士市 増川	383				山林	0.0515								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
231	富士市 神谷	120				山林	0.0059						S2-81
232	富士市 神谷	323	121	ろ	51	山林	0.0808	広葉樹	5				S2-81
233	富士市 神谷	324				山林	0.1247						S2-81
234	富士市 神谷	325				山林	0.1102						S2-81
235	富士市 神谷	297	121	ろ	45	山林	0.3249	ヒノキ	52				S2-82
236	富士市 神谷	298				山林	0.0981						S2-82
237	富士市 中里	114	119	ろ	18	山林	0.0320	ヒノキ	64				S2-83
238	富士市 川尻	151				山林	0.3537						S2-83
239	富士市 増川	382	119	ほ	12	山林	0.0730	ヒノキ	66	林小 班の 一部			S2-84
240	富士市 増川	383				山林	0.0515						S2-84

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
241	富士市増川	340	122	に	19	山林	0.0879	広葉樹, スギ, ヒノキ	67	林小班の一部	2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul>
242	富士市増川	341				山林	0.0499								
243	富士市増川	342				山林	0.0307								
244	富士市神谷	352	119	は	1	山林	0.0366	スギ, ヒノキ	62	林小班の一部					
245	富士市増川	281	123	に	71	山林	0.2638	広葉樹	67						
246	富士市増川	283	123	に	72	山林	0.0142	ヒノキ	62						
247	富士市増川	389-1-1	119	ほ	20	山林	0.0091	スギ, ヒノキ	67						
248	富士市増川	389-1	119	に	12	山林	0.0263	ヒノキ	64						
249	富士市増川	389-2				山林	0.0204								
250	富士市増川	182	123	に	8	山林	0.2971	広葉樹, スギ, ヒノキ	69						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
241	富士市 増川	340	122	に	19	山林	0.0879	広葉樹, スギ, ヒノキ	67	林小 班の 一部			S2-85
242	富士市 増川	341				山林	0.0499						S2-85
243	富士市 増川	342				山林	0.0307						S2-85
244	富士市 神谷	352	119	は	1	山林	0.0366	スギ, ヒノキ	62	林小 班の 一部			S2-86
245	富士市 増川	281	123	に	71	山林	0.2638	広葉樹	67				S2-86
246	富士市 増川	283	123	に	72	山林	0.0142	ヒノキ	62				S2-86
247	富士市 増川	389-1-1	119	ほ	20	山林	0.0091	スギ, ヒノキ	67				S2-87
248	富士市 増川	389-1	119	に	12	山林	0.0263	ヒノキ	64				S2-87
249	富士市 増川	389-2				山林	0.0204						S2-87
250	富士市 増川	182	123	に	8	山林	0.2971	広葉樹, スギ, ヒノキ	69				S2-88

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						備考
251	富士市増川	183				山林	0.0469				2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
252	富士市増川	153-1	123	に	17	山林	0.0364	広葉樹, 針,ヒノキ	64						
253	富士市増川	203				山林	0.0651								
254	富士市増川	204				山林	0.0148								
255	富士市増川	195-1	123	に	12	山林	0.1035	針,ヒノキ	62						
256	富士市増川	195-3				山林	0.0751								
257	富士市増川	348	122	に	15	山林	0.0743	広葉樹, 針,ヒノキ	66						
258	富士市増川	349				山林	0.2806								
259	富士市中里	113	119	い	11	山林	1.0704	ヒノキ	64						
260	富士市川尻	149	119	ろ	19	山林	0.2776	ヒノキ	67						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
251	富士市 増川	183				山林	0.0469						S2-88
252	富士市 増川	153-1	123	に	17	山林	0.0364	広葉樹, スギ, ヒノキ	64				S2-89
253	富士市 増川	203				山林	0.0651						S2-89
254	富士市 増川	204				山林	0.0148						S2-89
255	富士市 増川	195-1	123	に	12	山林	0.1035	スギ, ヒノキ	62				S2-92
256	富士市 増川	195-3				山林	0.0751						S2-92
257	富士市 増川	348	122	に	15	山林	0.0743	広葉樹, スギ, ヒノキ	66				S2-93
258	富士市 増川	349				山林	0.2806						S2-93
259	富士市 中里	113	119	い	11	山林	1.0704	ヒノキ	64				S2-95
260	富士市 川尻	149	119	ろ	19	山林	0.2776	ヒノキ	67				S2-95

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士市原942番地												
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法								
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考													
261	富士市川尻	152	119	ろ	16	山林	0.1970	ヒキ	64		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>								
262	富士市神谷	113	122	は	94	山林	0.2899	ヒキ	57														
263	富士市神谷	280	121	ろ	40	山林	0.6702	ヒキ	55														
264	富士市神谷															282	121	ろ	39	山林	0.0034	ヒキ	59
265	富士市神谷															284	121	ろ	42	山林	0.1719	ヒキ	56
266	富士市神谷															286	121	ろ	36	山林	0.3549	ヒキ	67
267	富士市神谷	283	121	ろ	41	山林	0.0324	ヒキ	55														
268	富士市増川	337	122	に	23	山林	0.0409	ヒキ	54														
269	富士市増川															338	122	に	24	山林	0.0757	ヒキ	54
270	富士市増川															339				山林	0.0948		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
261	富士市 川尻	152	119	ろ	16	山林	0.1970	ヒノキ	64				S2-95
262	富士市 神谷	113	122	は	94	山林	0.2899	ヒノキ	57				S2-95
263	富士市 神谷	280	121	ろ	40	山林	0.6702	ヒノキ	55				S2-95
264	富士市 神谷	282	121	ろ	39	山林	0.0034	ヒノキ	59				S2-95
265	富士市 神谷	284	121	ろ	42	山林	0.1719	ヒノキ	56				S2-95
266	富士市 神谷	286	121	ろ	36	山林	0.3549	ヒノキ	67				S2-95
267	富士市 神谷	283	121	ろ	41	山林	0.0324	ヒノキ	55				S2-96
268	富士市 増川	337	122	に	23	山林	0.0409	ヒノキ	54				S2-97
269	富士市 増川	338	122	に	24	山林	0.0757	ヒノキ	54				S2-97
270	富士市 増川	339				山林	0.0948						S2-97

整理番号	配S2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
271	富士市江尾	390	124	わ	38	山林	0.0545	ヒノキ	67		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
272	富士市江尾	391	124	わ	39	山林	0.0710	ヒノキ	59						
273	富士市川尻	140-2	119	ろ	7	山林	0.0961	広葉樹、スギ、ヒノキ	64						
274	富士市神谷	319-1	121	ろ	52	山林	0.0057	広葉樹	67						
275	富士市神谷	319	121	ろ	51	山林	0.0910	広葉樹	64						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
271	富士市 江尾	390	124	わ	38	山林	0.0545	ヒノキ	67				S2-98
272	富士市 江尾	391	124	わ	39	山林	0.0710	ヒノキ	59				S2-98
273	富士市 川尻	140-2	119	ろ	7	山林	0.0961	広葉樹, スギ, ヒノキ	64				S2-99
274	富士市 神谷	319-1	121	ろ	52	山林	0.0057	広葉樹	67				S2-100
275	富士市 神谷	319	121	ろ	51	山林	0.0910	広葉樹	64				S2-100

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）	所在地	静岡県富士宮市原942番地	株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元	印
---------------	-----	---------------	-----------------------	---

権利を設定をする市町村（乙）	所在地	静岡県富士市永田町1丁目100番地	富士市長 小長井 義正	印
----------------	-----	-------------------	-------------	---

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。

## 2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を収受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

### (2) 森林施業による測量の実施

- ① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。
- ② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。
- ③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

### (3) 丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

### (4) 乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

### (5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

### (6) 経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

### (7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合
  - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
  - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
  - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
  - オ 正当な理由がなくて（3）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙が行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

- ① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。
- ② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。